

新型コロナウイルスにかかる安平町商業事業者等支援金について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う自粛等により消費活動が停滞し、影響を受けている事業者に対して、経営への不安解消と経営継続を目的として追加支援を行います。

2. 対象事業者

- (1) 飲食店（令和3年における北海道の緊急事態措置協力支援金を受給している事業者は対象外）
- (2) 宿泊業（旅館業法に基づく宿泊施設）
- (3) 理髪店及び美容院
- (4) 小売業（店舗（敷地内含む）にてお客と対面で商品を販売している事業者に限る）
- (5) 交通事業者（道路運送法第3条第1号ハに該当する事業者）
- (6) 治療院（はり・きゅう・あんまの施術所及び医療類似行為者の資格を有している事業者）
- (7) 酒卸売業（町内飲食店に酒を卸している事業者）

3. 支給要件

- (1) 令和3年10月1日現在安平町に事業所等があり営業をしている事業者。
- (2) 営業等事業所得の申告をされている商業事業者（見込みを含む）。
- (3) 令和3年における北海道の緊急事態措置協力支援金を受給していないこと。（併給不可）

4. 支給額

上記2の対象事業者に対し、一律10万円

